

特定非営利活動法人東京タイプディレクターズクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京タイプディレクターズクラブという。また英文名称を Tokyo Type Directors Club とし、略称を TDC とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、文字の視覚表現及びデザインの情報提供・交換、研究、提案等を広く一般市民に対して行う事業を展開することを通じて、豊かな市民生活の実現、そして活力を生み出すことを目指し、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 文字の視覚表現及びデザインに関して展覧会の開催事業
- (2) 文字の視覚表現及びデザインに関して講演会の開催事業
- (3) 文字の視覚表現及びデザインに関して刊行物の編集・出版事業
- (4) 文字の視覚表現及びデザインに関して賞の運営・コンペの開催及び優れた技能を持ったデザイナーの認定事業
- (5) 文字の視覚表現及びデザインに関して教育・啓発事業
- (6) 文字の視覚表現及びデザインに関して研究会の開催事業
- (7) 文字の視覚表現及びデザインに関して普及啓発及び広報事業
- (8) その他、本法人の目的達成に必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業として次の事業を行う

- (1) 刊行物の販売代理事業
- (2) デザイン業務の受託及び広告代理事業
- (3) 日用品のデザイン、制作及び販売事業
- (4) 講師派遣事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人

(2) 海外会員 この法人を賛助するために入会した海外に本拠を置く個人、団体及び法人
(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。または定款と別に定める行動規範第2項に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 会長、役員及び職員等

(会長)

第13条 この法人に会長1名を置くことができる。

2 会長は個人正会員の中から理事会が推薦し、総会で承認を受けるものとする。

3 会長はこの法人の功労者かつ象徴的な存在であり、総会、理事会又は事業部会に出席し助言する事が出来る。但し会長は理事の資格を持たない。

4 会長の任期は2年とする、ただし再任を妨げない。

(役員の種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上16名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1～2名を副理事長とする。

(役員の選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第 21 条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置し、事務局には事務局長その他の必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 合併及び解散
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）
- その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) 解散時における残余財産の帰属
 - (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、第 25 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリまたは電磁的方法（電子メール）をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、理事長または理事長が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリまたは電磁的方法（電子メール）をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリまたは電磁的方法（電子メール）による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファクシミリまたは電磁的方法（電子メール）をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 16 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 34 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリまたは電磁的方法（電子メール）をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長または理事長が指名したものがこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリまたは電磁的方法（電子メール）をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリまたは電磁的方法（電子メール）による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月末日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁

の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
 - (2) 資産に関する事項
 - (3) 公告の方法
- （解散）

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決議した者に譲渡するものとする。

（合併）

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事業部会及び研究会

（事業部会）

第57条 この法人は第5条に定める事業活動を円滑にするため、複数の事業部会を置く。

2 各事業部会は、最低1名の役員を含む各部会メンバーと部会長によって構成され、メンバーは理事会によって選任される。部会長は部会メンバーの互選により選出される。

部会長が出席できない場合は、同部会メンバーのいずれかにその権限を代行させる。

3 各事業部会はその部会長が招集する。

4 構成および運営に関して必要な事項は、理事会を経て別に規定で定める。

（研究会）

第58条 この法人は複数の研究会を設けることができる。

2 研究会は正会員による研究会世話人とそのテーマに関心のある正会員および研究会メンバーが招聘する専門家や関係団体、法人などによって構成される。

3 各研究会は研究会世話人が招集する。

4 研究会の総数とテーマについての議決は、理事会を経て別に規定で定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 浅葉克己

副理事長 仲條正義

理 事 青木克憲／伊勢克也／井上嗣也／葛西 薫／佐藤可士和／佐藤 卓／澤田泰廣

祖父江 慎／照沼太佳子／中島英樹／服部一成／廣村正彰／松下 計

監 事 奥村靱正／渋谷克彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 2 月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人）30,000 円 正会員（団体・法人）50,000 円

(2) 年会費

正会員（個人）50,000 円

正会員（団体・法人）150,000 円

海外会員（個人・団体・法人）200 米ドル

(3) 30 歳未満の個人正会員については、30 歳になるまで年会費の 50%が控除される。

(4) 初年度の会費は法人設立月から換算した年額の月割の年会費を支払うものとする。

(5) 途中入会の会員の会費は、入会月から換算した年額の月割の年会費を入会時に支払うものとする。但し海外会員についてはこの適用はない。